

第29回成田市農業委員会総会議事録

平成28年11月24日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成28年11月24日(木)
午後1時32分から午後3時25分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 27名

議長	根本喜久治	15番	加藤衛
1番	根本正康	16番	高木勲
2番	加瀬雅英	17番	瀧澤きみ子
3番	岩澤貞男	18番	鳥羽陽一
4番	円城寺芳夫	19番	大隅英樹
5番	檜垣金一	21番	成毛孝
6番	若松義幸	22番	櫻井浩子
8番	根本秀夫	23番	伊藤勝
9番	小川明一	25番	朝倉けい子
10番	齊藤均	26番	佐藤芳明
11番	岩立隆	27番	石原喜久勇
12番	菅澤誠	28番	荒居和恵
13番	水野健治	29番	飯笹雄次
14番	大木清志		

5. 欠席委員 2名

7番	川崎貞男	24番	岡野政男
----	------	-----	------

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 買受適格証明願について

議案第5号 平成28年度第9次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 木内悦夫

農地係長 土屋祐介

主査 平山美登

主査 高木信一

(午後1時32分開会)

○議長(根本会長) ただ今の出席委員は、27名です。欠席委員は、7番・川崎貞男英委員、24番・岡野政男委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から、第29回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、10月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、1番・根本正康委員、2番・加瀬雅英委員の兩名を指名いたします。また、書記に土屋係長を任命します。

本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可取消願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 買受適格証明願について

議案第5号 平成28年度第9次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可の取消願でございます。1件の取消願がございました。

①売買でございます。1番、桜田にお住いの譲受人が、埼玉県熊谷市にお住いの譲渡人が所有する桜田の畑1筆、360㎡を、売買により取得したいという許可の取消願でございます。本件は、昨年11月に開催された第17回総会において、許可相当とご判断いただき、平成27年11月20日付で許可したのですが、売買契約を撤回したということで、双方の署名・押印がされた取消願が提出されたものでございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 去る11月18日、午後1時から、402会議室におきまして、第4小委員会を開催いたしました。委員6名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、現地調査及び事前審査、また、10月総会で継続審議となりました案件について、申請者の面接を行いました。それでは、報告に入ります。

議案第1号、3条許可取消願、①売買の1番につきましては、申請地は国道51号の北側、桜田小学校に隣接する農地で、昨年11月の申請時には、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 4ページでございます。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。全体で19件の申請がございました。

①売買でございます。保留案件を含め9件の申請がございました。1番、江弁須にお住いの譲受人が、八千代市にお住いの譲渡人が所有する押畑の田1筆、3,000㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「相手方の要望により申請地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「遠方で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、南羽鳥にお住いの譲受人が、同じく南羽鳥にお住いの譲渡人が所有する南羽鳥の畑2筆、計972㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で管理も難しく、後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

3番、大和田にお住いの譲受人が、千葉市にお住いの譲渡人が所有する大和田の畑1筆、623㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に隣接する耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「遠方で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

5ページをお開き願います。4番から6番は同一の譲受人による案件でございますので、一括してご説明いたします。所にお住いの譲受人が、いずれも村田にお住いの3名の譲渡人が所有する、村田の田4筆、うち現況畑1筆、畑、現況田1筆、3件で合計5筆、3,827㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「申請地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付

されております。譲渡人の事由は、いずれも「相手方の要望により、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

6ページでございます。7番、馬乗里にお住いの譲受人が、香取市にお住いの譲渡人が所有する馬乗里の畑1筆、673㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

8番、堀籠にお住いの譲受人が、同じく堀籠にお住いの譲渡人が所有する堀籠の田1筆、439㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自作地に隣接する申請地を取得し、作業の効率化を図りたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「申請地を譲渡し、経営規模を縮小したい」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

9番は、先月の第28回総会において、「継続審議」とのご判断をいただいた案件でございます。川上にお住いの譲受人が、吉岡にお住いの譲渡人が所有する、川上の畑1筆、9,013㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に近い農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相手方の要望により、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

継続審議となった理由といたしましては、書類上の不備はなかったものの、運送業を営む申請人が、1町歩弱の畑を取得し、労働力や農業用機械等はどうのように確保するのか、申請地は申請人が営む運送業の事業区域と隣接しているが、耕作の目的に供されることが確実かどうか、などの疑義が生じたため、申請人本人に確認すべきであるとの結論に至り、小委員会で面接を実施していただきました。面接の結果による審議をもとに、総会で再度ご審議をいただくものでございます。よろしく願いいたします

7ページをお開き願います。②贈与でございます。3件の申請がございました。1番、新川にお住いの譲受人が、同じく新川にお住いの譲渡人が所有する新川の田1筆、3,000㎡を贈与により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に近い農地を譲り受け、経営規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡して農業経営を縮小したい」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

2番と3番は同一の譲受人による案件ですので、一括してご説明します。名木にお住いの譲受人が、同居の父親から田3筆と畑2筆、計6、510㎡を、同じく同居の母親から畑1筆、401㎡を、贈与により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「親から農地を譲り受け、引き続き農業経営を行いたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、2番3番ともに、「高齢で農作業ができなくなったため、子に農地を譲渡したい」というもので、総会資料9ページから12ページに案内図がございます。

8ページでございます。3条の③賃借権の設定でございます。7件の申請がございました。すべて同一の賃借人による案件ですので、一括してご説明いたします。賃借人は1番から7番まで、すべて芝草を生産している猿山の法人です。賃貸人及び申請地は、1番、猿山にお住いの方が所有する、大菅の田1筆、3、221㎡、2番、大菅にお住いの方が所有する、大菅の田2筆、計4、550㎡、3番、猿山にお住いの方が所有する、大菅の田1筆、2、214㎡、9ページをお開き願います。4番、猿山にお住いの2名が共有する、大菅の田1筆、1、328㎡、5番、大菅にお住いの方が所有する、大菅の田1筆、2、238㎡、6番、猿山にお住いの方が所有する、大菅の田1筆、1、605㎡、10ページでございます。7番、大菅にお住いの方が所有する、大菅の田1筆、1、147㎡、合計7件、田8筆、16、303㎡に、賃借権を設定したいという申請でございます。賃借人の事由は、いずれも「農地を借り受け、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、いずれも「相手方の要望により、申請地を貸し付けたい」というもので、総会資料13ページに案内図がございます。

以上で議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、①売買について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 議案第2号、3条①売買の1番につきましては、申請地は、国道408号から東に入った市道・押畑2号線の東側に広がる水田内にある農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は、南羽鳥区民会館に隣接する農地で、現状は、1筆が更地、1筆が草の生えている状態でしたが、耕作可能と判断いたしました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の3番につきましては、申請地は、主要地方道・成田下総線沿いにある、譲受人の自宅の南側に隣接する農地で、現状は、畑として耕作されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の4番から6番につきましては、申請地は、市道・所上小川線西側に広がる水田地帯に位置する田畑と、市道・村田中央線東側の水田地帯に位置する田畑で、現状は、一部に草の生えている農地はありましたが、概ね良好に管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の7番につきましては、申請地は、市道・権現前伊能原線東側に位置する、申請人の自宅に隣接する農地で、現状は畑として管理されておりました。申請人はこの申請と並行して、地目変更登記申請を行っており、法務局から照会がきておりましたが、現地を確認したところ、農家住宅が建っているなど、非農地と判断されたため、小委員会としては、全部耕作要件を満たすものと判断いたしました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の8番につきましては、申請地は、市道・長堀線の西側に位置する農地で、現状は田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の9番につきましては、申請地は、主要地方道・成田小見川鹿島港線に隣接する、譲受人の自宅の南側に位置する農地で、現状は、畑として耕作されておりました。

本申請については、10月の第28回総会で、継続審議となった案件であり、申請人の面接をいたしました。面接の中で、今回の申請が、耕作目的の農地取得であることを再確認したほか、現在は1反6畝の畑で近所の方に手伝っていただきながら、5年ほどサツマイモを耕作していること、今回の申請地で行うサツマイモ栽培に際しては、自身の会社を定年退職される方にサツマイモ農家がおおり、その方に農機具を借り、かつ指導を仰ぎながら耕作を行う計画であること、当面は今回取得する畑を含めてサツマイモの生産に集中し、市場へ直接出荷する計画であるが、将来的には、勉強を重ねて商品価値の高い作物の生産に取り組み、近隣に移設が予定されている卸売市場へ出荷を検討したいこと、現在営んでいる運送業については、60歳を目途に引退して農業に専念するつもりであることなどの質疑応答がございました。また、本人から「この地に生まれ育った人間として、近隣の農家と協力して農地を

守っていききたい」との発言もあり、小委員会としては、本人の農業に対する熱意が感じられるものと判断いたしました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については今回取得することにより要件を満たすと思われます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番は田を取得して、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、2番は、畑を取得して、トウモロコシとジャガイモを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

3番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。また、許可基準の第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、今回取得することにより、要件を満たすもの

と思われます。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、3番は畑を取得して、落花生を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

4番から6番は同じ譲受人になりますので、一括して説明いたします。まず、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、譲受人は田と畑を取得して、田では水稻ないしはレンコンを、畑ではサツマイモを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の4番から6番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

7番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、7番は自宅に隣接する畑を取得して、サツマイモの苗床や収穫後の貯蔵庫として使用したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

8番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に

従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、8番は田を取得して、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の8番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

9番、先月からの継続審議となった件につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、今回取得することにより要件を満たすと思われます。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、9番は畑を取得し、サツマイモを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の9番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、認定農業者の方はございません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

次に、①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

次に、①売買の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、3番は可決されました。

次に、①売買の4番から6番は関連がございますので、一括して審議いたします。①売買の4番から6番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番から6番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

まず、①売買の4番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、4番は可決されました。

続いて、①売買の5番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、5番は可決されました。

続いて、①売買の6番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、6番は可決されました。

次に、①売買の7番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、7番は可決されました。

次に、①売買の8番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の8番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、8番は可決されました。

次に、①売買の9番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の9番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 挙手多数でございます。よって、9番は可決されました。

続きまして、②贈与について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 3条②贈与の1番につきましては、申請地は、市道・新川機場線の西側に位置する農地で、現状は田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

3条②贈与の2番と3番につきましては、申請地は、市道芦田3号線沿いの田1筆、市道・名木鎌部線と市道・名木前原線の間位置する畑2筆、主要地方道・成田下総線西側に位置する田2筆と畑1筆で、一部、草の生えている畑がありましたが、概ね良好に耕作または管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条②贈与の1番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから贈与の1番は、農地

法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、この方は認定農業者ではありません。

3条②贈与の2番と3番につきましては、譲受人が同一であり、かつ2番が同居する父から子へ、3番が同じく同居する母から子への贈与になりますので、一括して説明いたします。まず、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、同一世帯のため、該当ありません。以上のことから贈与の2番と3番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、この方は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、②贈与の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

○岩澤委員 本案に反対するものではないが、贈与については、無償である以上、議案書の書き方も「譲受人」「譲渡人」ではなく、適切な表現があるのではないかと。売買のケースと同じなのは、表記としてはいかがなものか。農業委員会は公的な機関であるので、そういった点にも気を遣ってはどうか。

○事務局 所有権の移転に着目して、譲り受ける、譲り渡すという観点から、こうした表現をしてみいました。受贈者といった表現などもあったと記憶しておりますので、今回のご意見も踏まえて、次回以降、他市の例も参考にしながら、より適切な表現を検討したいと存じます。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①贈与の1番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

次に、②贈与の2番と3番は関連がございますので、一括して審議いたします。②贈与の2番と3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①贈与の2番と3番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

まず、②贈与の2番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

○議長 続いて、②贈与の3番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、3番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定については、1番から7番まで関連がございますので、一括して審議します。まず小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 3条③賃借権の設定の1番から7番につきましては、申請地は、主要地方道・成田下総線東側に位置する農地で、現況は田として管理されておりました。審査の中で、田で芝草を育てることが可能なのか、との質問がありましたが、賃借人が他で耕作している農地で実際に芝草を耕作しているとのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条③賃借権の設定につきましては、1番から7番、すべて同一の賃借人となりますので、一括して説明いたします。

まず、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の地域との調和要件ですが、1番から7番は、田を取得して、芝草を作付したいという営農計画です。取得後にお

いて行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから賃借権の設定の1番から7番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、③賃借権の設定の1番から7番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

○根本秀夫委員 申請地の地番で連続していない筆があるが、そこはどうなっているのか。営農には影響はないのか。

○事務局 現場としては、一体となって耕作が可能な土地になります。地番上、連続していない筆が3筆ございますが、446番は2.2㎡の雑種地で、成田用水の所有地となっております。447番は2,501㎡の公衆用道路、449番は285㎡の用悪水路で、2筆とも旧建設省所有の土地でございます。

○若松委員 賃借権の設定ということだが、契約年数は7件とも同じか。芝草を植えるとなると、多少の造成が必要だと思うが、もし土地を造成してひとつの畑として使ったりする場合、何か起きて、農地が地主に返還される際に境界の問題が出てくる危惧がある。契約書には地番と面積しか記載がないので、境界については図面なり現地に杭を打つなり、明確にするよう指導してほしい。

○事務局 何枚かをまとめる話や造成するという話は聞いておりません。また、賃借権の契約期間は7件とも同じ10年で自動更新になります。隣接地に4月に賃借した田もありまして、一体的に芝の生育を行うという計画になります。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

③賃借権の設定の1番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続いて、③賃借権の設定の2番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

続いて、③賃借権の設定の3番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、3番は可決されました。

続いて、③賃借権の設定の4番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、4番は可決されました。

続いて、③賃借権の設定の5番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、5番は可決されました。

続いて、③賃借権の設定の6番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、6番は可決されました。

続いて、③賃借権の設定の7番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、7番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 11ページをお開き願います。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で8件の申請がございました。

①使用貸借権の設定でございます。6件の申請がございました。1番から6番まで、すべて同一の借受人による同一事業ですので、一括してご説明いたします。借受人は、牧場経営を行っている横山の法人です。貸付人及び申請地は、1番、横山にお住いの2名が共有する、横山の田3筆、計2,426㎡、2番、横山にお住いの方が所有する、横山の田1筆、678㎡、3番、横山にお住いの方が所有する、横山の田1筆、1,140㎡、12ページでございます。4番、横山にお住いの方が所有する、横山の田1筆、1,826㎡、5番、猿山にお住いの方が所有する、横山の田1筆、2,064㎡、6番、横山にお住いの方が所有する、横山の田1筆、1,977㎡、合計6件、田8筆、10,111㎡に、使用貸借権を設定し、平成31年9月30日まで、「農地造成用地」として転用したいという申請でございます。なお、造成後は牧草地として利用し、借受人である法人が馬の飼育用牧草として買い受ける予定で、周囲の山林を含めた事業区域全体の面積は、21,181.65㎡でございます。総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

13ページをお開き願います。②賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、賃借人である香川県高松市に本店を置く法人が、賃貸人である古込の法人が所有する、芦田の畑14筆、6,725㎡に賃借権を設定し、「太陽光発電施設用地」として転用したいという申請でございます。総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。なお、事業区域全体の面積は、48,388.07㎡でございます。

③地役権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、地役権者である千葉市中央区の法人が、十余三にお住いの方が所有する、十余三の畑1筆、8,506㎡の内226㎡に地役権を設定し、太陽光発電施設用地への「進入路」として転用したいという申請でございます。総会資料18ページに案内図、19ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 続きます、①使用貸借権の設定については、1番から6番まで関連がございますので、一括して審議します。まず小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 議案第3号、5条①使用貸借権の設定の1番から6番につきましては、申請地は、市道・伊能新木戸線の北側の谷津田で、長年、耕作放棄されている荒れた農地でした。審査の中で、土地改良事業の受益地には入っていないか、林地開発は問題ないのか、などの

質問がありましたが、土地改良事業については、受益地には入っておらず、林地開発については、小規模林地開発行為の届出済みとのことでした。また、全体の開発において、農地面積が増えたり、山林面積が増えたりといったことはあるかとの質問がありましたが、農地は、かさ上げしてそのまま農地として使い、山林については植林されるとのことで、面積の増減はないとのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①使用貸借権の設定の1番から6番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められます。現在、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課へ意見照会中で、担当者との打合せでは支障がないという回答を得ておりますので、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、農地造成用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後に着手し、平成31年9月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例については、事前協議が終了し、近日中に本申請を行う予定です。森林法等については、9月16日に小規模林地開発の届出が済んでおります。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、既に同意済みであり、問題はありません。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、事業区域内の浸透処理で計画しております。工事中については、流末に仮設の調整池を設置する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①使用貸借権の設定について採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

①使用貸借権の設定の1番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続いて、①使用貸借権の設定の2番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

続いて、①使用貸借権の3番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 (挙手全員)でございます。よって、3番は可決されました。

続いて、①使用貸借権の設定の4番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、4番は可決されました。

続いて、①使用貸借権の設定の5番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、5番は可決されました。

続いて、①使用貸借権の設定の6番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、6番は可決されました。

次に、②賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 議案第3号、5条②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、市道・芦田古市場線周辺の、騒音下のため集団移転が行われた集落周辺の農地で、現状は耕作されておりましたが、草刈りなどの管理はされておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年1月20日着手、平成30年1月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済みとなっております。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、全て農地と同一の地権者であるため、問題はありません。計画面積の妥当性について、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障についてですが、土砂の流出防止については、一部切土盛土の工事を行いますが、申請地はほぼ平坦な土地で、現状のまま利用することから、隣地との境界をつき固めし養生する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○加瀬委員 電気の買い取り価格や賃借料は把握しているか。

○事務局 電気の買い取り価格については、32円+税とのことでした。

○若松委員 この施設の上を飛行機が飛ぶものを思うが、高い木があるところは切ってくれと言われるケースもあるが、発電パネルの反射などは問題ないのか。

○議長 おそらく飛行機の高さまでは影響はないのではないかと。その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番について、採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

次に、③地役権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 5条③地役権の1番につきましては、申請地は、国道51号と東関東自動車道の交差する北側に広がる農地で、現状は、農作業用通路として使用されており、耕作はされておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条③地役権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設への進入路用地です。資力及び信用についてですが、通行地役権を設定するものであり、整地費などが発生しないことから、該当ありません。申請の用途に供することの確実性については、要役地となります太陽光発電施設の工事が、平成29年2月1日着手、5月31日完了の予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、以前から利用している農作業用通路を、現状のまま利用し、隣接となる農地は全て当該所有者の土地であることから、問題はございません。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③地役権の設定1番について、採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、買受適格証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 14ページでございます。議案第4号、買受適格証明願について、でございます。①3条でございます。成田市の公売に参加するための証明願が1件、佐倉県税事務所の公売に参加するための証明願が1件、合わせて2件の買受適格証明願がございました。

3条の買受適格証明願につきましては、申請人を農地法第3条の規定による許可基準により審議していただき、証明の可否を審議していただくものでございます。また、買受適格証明書の交付を受けた申請者が「最高価申込者」となり、農地法第3条の規定による許可申請書の提出があった場合は、当該証明書の交付時と申請内容が異なる場合を除き、農地法第3条許可書を交付することとしてよろしいか、併せてご審議いただくものでございます。従いまして、通常の3条申請と同じ基準でご審議を、お願いいたします。

1番、堀籠の田4筆、計4, 123㎡について、堀籠にお住いの方から、成田市の公売に参加するため買受適格証明願があったもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されており、事由は「自宅から近い農地を取得して、農業経営の規模を拡大したい」というものです。総会資料20ページに案内図がございます。

2番、東ノ台の畑1筆、1, 215㎡について、東ノ台にお住いの方から、佐倉県税事務所の公売に参加するため買受適格証明願があったもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されており、事由は「自作地に隣接する農地を取得して、農業経営の規模を拡大したい」というものです。総会資料21ページに案内図がございます。

以上で議案第4号、買受適格証明願について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 議案第4号、買受適格証明願の①売買の1番につきましては、申請地は、市道・池ノ作峯崎線の西側に広がる水田地帯の内にあり、現状は田として管理されておりました。審査の中で、申請人の現在の就農状況についての質問がありましたが、田を中心に営農しており、機械などもそろっているとのことでした。また、現在の経営面積の割には就農人数や従事日数が多いのではないかと、との質問がありましたが、経営の中心となる申請人のほかは、就農日数30日、10日、2日であるとのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は、県道・佐原 多古線の東、市道・東ノ台中央線沿いの農地で、現状は、草が生えておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 買受適格証明願の①、3条の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり、要件を満たしております。また、許可基準の第7号の地域との調和要件ですが、1番は田を取得して、水稻を作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり、要件を満たしております。また、許可基準の第7号の地域との調和要件ですが、2番は畑を取得して、サツマイモを作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、2番の申請人が、認定農業者でございます。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、①3条の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①3条の1番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続きまして、①3条の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①3条の2番を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、平成28年度第9次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 15ページをお開き願います。議案第5号、平成28年度第9次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により16ページのとおり、平成28年度第9次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、17ページから18ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表(案)につきましては、19ページから35ページをご覧ください。

それでは、17ページをお開き願います。1-1利用権設定でございます。最初に、使用貸借権でございますが、契約期間3年のものが、1,123㎡、畑2筆1件で、詳細は19ページの1番でございます。次に、賃借権設定ですが、契約期間3年のものが、9万1,450㎡、田44筆7件、畑6筆4件で、詳細は19ページの2番から22ページの12番でございます。同じく契約期間6年のものが、6万3,761㎡、田49筆13件で、詳細は22ページの13番から25ページの25番でございます。同じく契約期間10年のものが、4万3,919㎡、田30筆7件、畑2筆1件で、詳細は25ページの26番から27

ページの33番でございます。合計の契約面積は、20万253㎡、田123筆27件、17万3,316㎡、畑10筆6件、2万6,937㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積9万3,282㎡、田65筆14件、8万5,046㎡、畑5筆3件、8,236㎡、再設定が契約面積10万6,971㎡、田58筆13件、8万8,270㎡、畑5筆3件、1万8,701㎡でございます。

18ページでございます。1-2利用権設定(転貸)でございます。農地利用集積円滑化団体であります、公益財団法人成田市農業センター、かとり農業協同組合が借り受けた農地を貸付するものでございます。はじめに使用貸借権でございます。契約期間3年のものが1,123㎡、畑2筆1件で、詳細は28ページの1番でございます。次に、賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが、7万7,633㎡、田44筆7件、畑3筆3件で、詳細は28ページの2番から30ページの11番でございます。同じく契約期間6年のものが、5万8,301㎡、田47筆12件で、詳細は31ページの12番から33ページの23番でございます。同じく契約期間10年のものが、3万6,419㎡、田30筆7件で、詳細は34ページの24番から35ページの30番でございます。合計の契約面積は、17万3,476㎡、田121筆26件、16万7,856㎡、畑5筆4件、5,620㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積8万8,282㎡、田65筆14件、8万5,046㎡、畑4筆3件、3,236㎡、再設定が契約面積8万5,194㎡、田56筆12件、8万2,810㎡、畑1筆1件、2,384㎡でございます。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。

以上で議案第5号、平成28年度第9次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 議案第5号につきましては、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、平成28年度第9次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 36ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

37ページから38ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。4件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

39ページから40ページでございます。②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。6件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

41ページをお開き願います。③転用事実確認証明でございます。5条で3件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を発行しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでしたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。以上で、報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 42ページから45ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。12件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 46ページでございます。報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。①千葉県農地転用関係事務指針の規定による、軽微な農地改良の届出が

1件ございました。この届出は、従前と同等以上の土砂を用いて農地に盛土を行う場合の届出で、高さは1m未満、面積は500㎡未満などの要件がございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。なお、要件に該当しない場合は、農地造成として一時転用許可が必要で、500㎡以上の土地を埋立てする場合は、残土条例が適用されることになります。

以上で報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 47ページから48ページでございます。報告第4号、農地等の現況に関する照会について、でございます。①法務局の照会分として、千葉地方法務局成田出張所より12件、千葉地方法務局香取支局より2件、計14件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会、小委員会の際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたので報告いたします。

以上で報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(成毛小委員長の挙手あり)

○議長 成毛小委員長

○小委員長 報告第4号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第29回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時25分)